

お 知 ら せ

平成 3 1 年 3 月 2 2 日
宇部市総務財務部契約課

建設工事の入札・契約制度の見直しについて（その 2）

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

1 総合評価競争入札の見直しについて

総合評価競争入札（請負設計金額が 1 億円以上の土木一式工事が対象）の評価項目のうち「市政策課題に寄与する取組」の評価の対象となる項目を見直します。

【追加】ふるさと起業家支援事業、マイナンバーカード交付促進事業所、やまぐち健康経営企業の認定事業者、うべかわサポート事業、図書館雑誌スポンサー、基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）、eL T A Xでの給与支払報告書

【削除】ふるさと納税応援事業者

【その他】新庁舎 1 期棟新築工事に係る総合評価方式を除きます。

2 工事に係る業務委託における最低制限価格制度試行要領の策定について

工事に係る業務委託において、建設工事と同様に、業務ごとに最低制限価格を算定します。

【現行】予定価格の 8 5 % を最低制限価格として算定している。

【改正】予定価格 1,000 万円以上の工事に係る業務委託において、業務ごとに最低制限価格を算定する。

最低制限価格は、予定価格の 6/10 から 8/10 の範囲（地質調査においては、2/3 から 8.5/10 の範囲）とする。

3 施行日

平成 3 1 年 4 月 1 日